⑷　工事内容　本工事は、橋梁上部工（３ヵ所―延長約1,800m）を含む延長約470m（連絡等施設を含む延べ延長約1,800m）の鋼橋上部工工事である。

⑸　工事概算数量

橋梁上部工　３ヵ所―1,763.3m

新駒門東第二高架橋（上下線）―470.0m

御殿場ＪＣＴ・Ｃランプ第二橋―663.3m

東名神山２号跨道（歩道）橋―160.0m

型式

鋼５径間連続細幅箱桁橋（新駒門東第二高架橋（上下線））

鋼９径間連続少数Ｉ桁・細幅箱桁混合橋（御殿場ＪＣＴ・Ｃランプ第二橋）

鋼２径間連続中路式版桁橋＋鋼単純中路式版桁橋＋

鋼３径間連続中路式版桁橋（東名神山２号跨道（歩道）橋）

最大支間長　127.0m（新駒門東第二高架橋（上り線））

鋼重　約7,000ｔ

架設方法　クレーンベント架設、大型クレーン一括架設、多軸式大型自走台車併用吊上げ式大型ブロック一括架設

⑹　工期　契約締結日の翌日から1,260日間

⑺　使用する資機材

コンクリート　約5,000㎥

型枠　約11,000㎡

鉄筋　約1,300ｔ

鋼重　約7,000ｔ

ＰＣ鋼材　約15,000kg

⑻　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。

⑼　本工事は、申請時に設計図書に示した図面及び仕様書において品質確保、出来形管理、安全確保に関する技術提案及び入札書を求め、技術提案を審査して技術評価点が50点以上の者を選定し、選定された者の入札書の開札を行い、一定の範囲内での入札額で最も総合評価点が高い者を落札者とする「施工技術競争型総合評価方式」の適用工事である。この場合、落札者の提示した価格について確認するための協議（以下「確認協議」という。）を実施し、確認協議に基づく価格で契約するものとする。技術提案とは、品質確保、出来形管理、安全確保を含む施工計画（以下「施工計画」という。）をいう。

施工計画の提案にあっては、施工方法及び仮設備計画に関する変更提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案は不可とする。工事目的物とは、契約する単価項目全てを示すもので、単価項目を施工するにあたっての仕様を契約書及び設計図書で示したものをいう。ただし、コンクリートに関しては、硬化後の形状・寸法を変更せず所定の要求性能を満たす範囲での提案は可能とする。

⑽　本工事の契約の締結は電子契約による。ただし、外国の企業で日本国内における商業登記が未登記により電子証明書を取得できない場合はこの限りではない。（詳細は入札（見積）者に対する指示書を参照）

⑾　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の適用工事である。

なお、入札時に施工方法等の提案を行い、その提案が採用された場合には、採用された提案に対する再度の提案は受け付けない。

２　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、東京支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　「中日本高速道路株式会社契約規則」（中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。

⑵　競争参加資格要件

①　単体の場合　鋼橋上部工工事において、開札時に「平成25・26年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」であり（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。）かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,250点以上の鋼橋上部工工事を有している者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,250点以上（鋼橋上部工工事）であること。）

②　特定建設工事共同企業体（甲型又は乙型）を構成する場合　鋼橋上部工工事において、開札時に「平成25・26年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」であり（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。）かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,150点以上の鋼橋上部工工事を有している者の２者又は３者で構成された共同企業体。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（２⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。又は、この条件を満たす２者又は３者で構成された共同企業体

⑷　平成10年度以降に元請けとしてしゅん功（完了）認定された、次に掲げる工事の施工実績を有すること。なお、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事として認める。）

①　単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者

㋐　同種工事（下記(a)～(d)を必要とする。）

(a)　鋼連続箱桁橋の工場製作

(b)　クレーン一括架設工法により架設した最大支間長50m以上ある鋼連続箱桁橋の工事

(c)　多軸式移動台車を用いて架設または運搬した鋼連続箱桁橋の工事

(d)　鋼上部工又は鋼橋脚で板厚50㎜以上の鋼板を突合せにより現場溶接を行った工事

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外

㋐　同種工事（下記(a)～(d)を必要とする。）

(a)　鋼連続箱桁橋の工場製作

(b)　クレーン一括架設工法により架設した鋼連続箱桁橋の工事

(c)　多軸式移動台車を用いて架設または運搬した鋼連続箱桁橋の工事

(d)　鋼上部工又は鋼橋脚で鋼板を突合せにより現場溶接を行った工事

③　特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する場合（架設工法に係わらず橋梁毎に分担する場合）

㋐　同種工事（全ての構成員共通）（下記(a)～(d)を必要とする。）

(a)　鋼連続箱桁橋の工場製作

(b)　クレーン一括架設工法により架設した最大支間長50m以上ある鋼連続箱桁橋の工事

(c)　多軸式移動台車を用いて架設または運搬した鋼連続箱桁橋の工事

(d)　鋼上部工又は鋼橋脚で板厚50㎜以上の鋼板を突合せにより現場溶接を行った工事

⑸　次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　専任の主任（監理）技術者が、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の国家資格を有する者であること。

専任を要する期間は、工事現場が稼働（準備工を含む。）している期間とし、平成26年６月から平成29年６月を予定している。なお、特定建設工事共同企業体（乙型）の場合は、分担する工事現場が稼働している期間とする。